

NAKAYAMA FORUM

中野フォーラム | 2021 MAY | 中野公認会計士事務所

- P2 所長所感
何のための多様性?
- P3 税務相談室
補助金の会計処理
- P4 令和3年度 税制改正
|
P5 電子帳簿等保存制度の見直し
中小企業の所得拡大促進税制の見直し
新規雇用・教育促進税制
- P6 Topics
病院経営におけるSPDの活用
- P7 監査報告書の長文化 ~ KAMの導入について~
文化街道
義母の手料理で知る京の食文化
- P8 一寸一言
サブスクって何?
ニュースを読む
カーボンニュートラル

vol.
82





所長 公認会計士 中野 雄介

ダイバーシティ（多様性）への取組が世の中のトレンドになっているようだ。

世の中には様々な考えや立場の人がいて互いに尊重しあいながら暮らしている。個々人ではそんなことは当たり前で、普段は意識せずに生活していても問題が生じることはないだろう。稀に意見がぶつかり合ったり、配慮のない対応をされて嫌な思いをするぐらいかもしれない。しかし、同質性の高い集団の中に入ってしまうと、「同質性の罠」とでも言うべき状態に陥って問題となるケースがある。集団の中にいる側は心地よく集団に守られているため、集団が周りの人々に迷惑をかけていることに気づかないからだ。団体旅行で観光地を集団で闊歩している状況を思い浮かべてもらえれば思い当たることあるはずだ。

或いは、似たような感性や考え方の中に安住して世の中（外部環境）の変化についていなくなることもある。所謂、「ガラパゴス化」だ。生態系が閉じられていれば、内部環境だけ見ていけばいいが、グローバル化が進んだ現代においては、常に外部環境に敏感でなければならず、同質化した社会の中に安住しているわけにはいかない。だから、多様な視点や意見が必要なのだ。ただ単に、若手を抜擢し女性や外国人をメンバーに入れることや、働く場所や時間を自由にするのが多様性への取組の本質ではない。各々のメンバーが多様な視点で意見して意思決定され、多様な働き方でより能

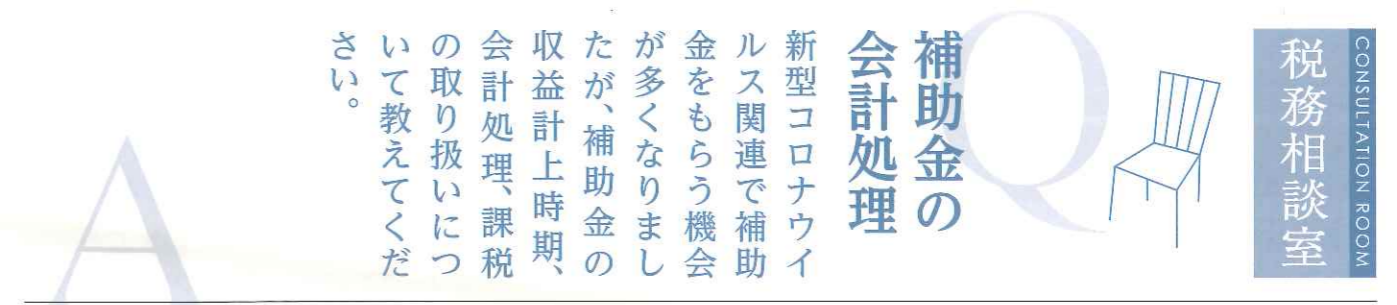
力を発揮し成果を出すことによって、その組織が世の中で有益な存在としてあり続けるための装置として機能しなければ意味がないのである。

一方で、状況によっては多様性を排して同質性を追求すべき局面もあるだろう。例えば、一定の品質のものを速く正確に大量に処理するような場面では、多様性を排して効率性を重視した方がいいだろう。

こう考えて見ると多様性にかかる模範解答はなく、その組織の置かれている状況や達成すべき成果によって追求すべき多様性の度合いは異なることになる。多様性への取組は、まさに生き残りをかけた競争戦略なのである。いやしくも多様性実現の名のもとに、人材登用や制度設計が、ご機嫌取りやわがままを主張する場になってはならない。

多様性の効果は一朝一夕には語れないが、少なくとも経営者は自身の組織にとっての最適な多様性を見極めその実現に努力しなくてはならない。何のための多様性なのか、誰のための多様性なのか、常にその効用を意識して、同質性の罠に陥らないように対処する必要がある。

コロナが沈静化しない中で、メンバーが組織に馴染みながらもその能力を最大限発揮でき、ひいては組織が活性化するような環境づくりのための本物のダイバーシティが今、問われている。

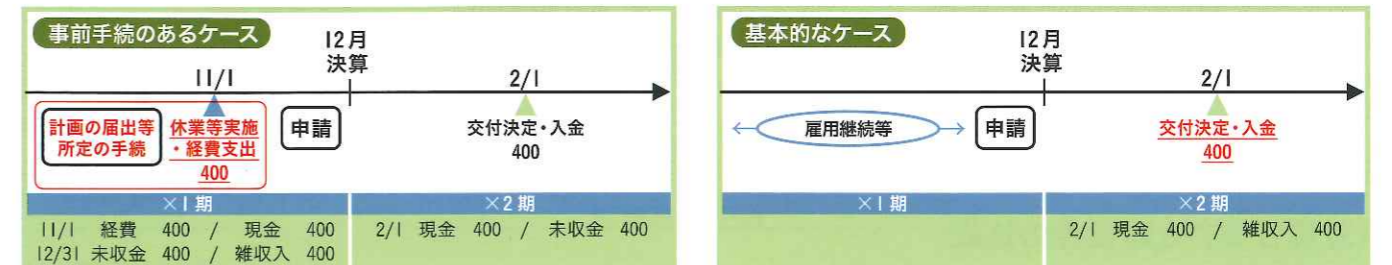


CONSULTATION ROOM
税務相談室

1 法人の場合

(1) 収益計上時期

補助金の交付決定があった日の属する事業年度の収益に計上します。ただし、休業手当、職業訓練等の経費を補填するために雇用保険法等の法令の規定に基づき交付を受ける給付金等は、事前手続きがあり、特定の経費を負担するものであるため、経費が発生した事業年度の収益として計上します。



(出典：国税庁Q&A)

※新型コロナウイルスに伴う雇用調整助成金の特例措置は、事前手続きが不要のため、交付が決定した事業年度の収益として計上します。

(2) 会計処理（国庫補助金等の圧縮記帳）

固定資産の取得又は改良に充てるための国庫補助金等は、補助金等の額の範囲内で費用計上（圧縮記帳）することができます。

例：800の補助金収入により、1,000の固定資産を取得した場合（減価償却費は耐用年数5年・定額法）

原則	圧縮記帳
固定資産 1,000 / 現金 1,000	固定資産 1,000 / 現金 1,000
現金 800 / 補助金収入 800	現金 800 / 補助金収入 800
減価償却費 200 / 固定資産 200	固定資産圧縮損 800 / 固定資産 800
	減価償却費 20 / 固定資産 20

800の補助金収入から200の減価償却費を差し引いて600の利益に課税が生じます。

800の補助金収入から800の固定資産圧縮損と20の減価償却費を差し引いて、20の損失になりますので課税されません。

※圧縮記帳の注意点

- ① 圧縮記帳ができる補助金は、国又は地方公共団体等の補助金に限ります。
- ② 少額減価償却資産（取得価額30万円未満の場合の中小企業特例）や一括償却資産の判定は、圧縮記帳適用後で判断します。また、減価償却費は、圧縮記帳後の簿価を基に計算します。
- ③ 固定資産取得の他に改良等の資本的支出にも適用できます。
- ④ 圧縮記帳には、上記例のような直接減額方式の他に「準備金方式」があります。
- ⑤ 固定資産の取得事業年度が補助金等の計上事業年度後になる場合は、「特別勘定」を設けることができます。

2 個人の場合

事業所得、不動産所得の事業を営む個人がこれらの事業に付随して収入する補助金は、法人の場合と同じように考えます。

雑所得、給与所得を生ずる個人が、補助金を収入したときは、一時所得又は雑所得として課税されます。

3 消費税の取り扱い

補助金等に消費税は、課税されません。

税理士 加茂 敏充

令和3年度 税制改正

電子帳簿等保存制度の見直し

(1) 改正の背景

急速に進むデジタル化に対応し、「経理の電子化による生産性向上」、「テレワークの推進」、「クラウド会計ソフト活用による記帳水準の向上」に資するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続が抜本的に見直されます。

事前承認制度が廃止されるほか、電子帳簿の要件やスキャナ保存制度の手続・要件が大幅に緩和されます。

(2) 電子帳簿保存法における帳簿・書類

国税関係帳簿	国税関係書類		
	決済関係書類	取引関係書類	
		自己が発行した書類	相手から受領した書類
仕訳帳 総勘定元帳 固定資産台帳 等	貸借対照表 損益計算書 棚卸表 等	見積書(控) 契約書(控) 請求書(控) 領収書(控) 等	見積書 契約書 請求書 領収書 等
		電子保存対象	スキャナ保存対象

(3) 現行要件と新要件の比較

① 電子保存

要件	現行制度	新制度
税務署長の承認	事前承認が必要	不要
訂正・削除履歴の確保	必要	不要
相互関連性(注1)の確保	必要	不要
関係書類等の備付け(マニュアル等)	必要	必要
見読可能性(注2)の確保	必要	必要
検索機能(注3)の確保	必要	必要だが要件緩和
税務職員によるデータのダウンロードの求めに応じること	不要	必要

- (注1) 相互関連性：
仕訳帳と総勘定元帳のような関連する帳簿間のデータ照合ができること
- (注2) 見読可能性：
プリンターなどで帳簿データを整然とした形式で明瞭な状態で速やかに出力できること
- (注3) 検索機能：
取引年月日、勘定科目、取引金額等を帳簿の種類に応じて主要な取引項目を検索条件に設定できることなど

なお新制度において現行制度の要件に従って保存する場合、事前の届け出により、事後の税務調査においてその帳簿の記載事項に関して生じた申告漏れに課される過少申告加算税が5%減免されます。

② スキャナ保存

要件	現行制度	新制度
税務署長の承認	事前承認が必要	不要
タイムスタンプ	書類の受領から3日以内	書類の受領から2か月以内(一定の要件を満たすシステムに書類を保存する場合は不要)
書類受領者の自署	必要	不要
適正事務処理要件(注4)の確保	必要	不要
検索機能の確保	必要	必要だが要件緩和

- (注4) 適正事務処理要件：
社内相互牽制が機能する体制、定期的な検査を行う仕組み、再発防止・手続きの見直しなどの要件を満たした規定等を作成実施する

なおデータ改ざんによる偽装隠ぺい行為が行われた場合には、通常課される重加算税の額にその申告漏れに係る本税の10%に相当する金額が加算されます。

- (4) 新制度の適用時期 帳簿：令和4年1月1日以降開始する事業年度分から適用
書類：令和4年1月1日以降保存を開始するデータから適用
スキャナ保存：令和4年1月1日以降保存を開始するスキャナ保存から適用
- (5) まとめ

電子帳簿保存法は、企業がより取り組みやすい方向に促すため制度施行後も度々改正されていますが、今回の税制改正では、取り扱うシステムなども含めて、より改善されていく見込みです。夏頃に新制度に基づくFAQや改正通達が公表される予定ですので、最新情報をもとに社内で一度検討することを推奨します。

税理士 吉村 優作

中小企業の所得拡大促進税制の見直し

(1) 改正内容

適用対象が継続雇用者から雇用者へと緩和され、その適用期限が2年間延長されます。

	改正前	改正後
適用要件	・雇用者給与等支給額が前期を上回ること ・継続雇用者給与等支給額が前期比1.5%以上増加	雇用者給与等支給額が前期比1.5%以上増加
税額控除	雇用者給与等支給額の前期からの増加額×15%	
控除限度	法人税額×20%を限度	

(2) 適用時期

令和3年4月1日～令和5年3月31日までに開始する事業年度について適用されます。

(3) 雇用調整助成金の取り扱い

雇用調整助成金は、適用要件の判定に用いる給与支給額からは控除されませんが、税額控除額の算定の際には、控除した金額に対し控除率を乗じることになります。

新規雇用・教育促進税制

(1) 改正内容

適用年度の給与総額が前期を上回り、かつ、新規雇用者(雇用保険法の被保険者のみ)に対する給与等の増加割合が2%以上であるときは、新規雇用者全員に対して支給する給与等の15%を税額控除することができます。

	改正前(賃上げ・投資促進税制)	改正後(新規雇用・教育促進税制)
適用要件	雇用者給与等支給額が前期を上回ること 継続雇用者給与等支給額が前期比3%以上増加 国内設備投資額≥当期の減価償却費総額×95%	雇用者給与等支給額が前期を上回ること 新規雇用者給与等支給額(※1)が前期比2%以上増加 廃止
税額控除	雇用者給与等支給額の前期からの増加額×15%	控除対象新規雇用者給与等支給額(※2)×15%
税額控除(上乘せ)	教育訓練費が前期・前々期平均比20%以上増加 ⇒ 控除率「20%」に	教育訓練費が前期比20%以上増加 ⇒ 控除率「20%」に
控除限度	法人税額×20%を限度	

- ※1 国内事業所で新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者に対して、雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額
※2 国内事業所で新たに雇用した者に対して、雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額(「当期の雇用者給与等支給額から前期の雇用者給与等を控除した金額」を上限)

(2) 適用時期

令和3年4月1日～令和5年3月31日までに開始する事業年度について適用されます。

税理士 澤野 僚祐

Topics 病院経営におけるSPDの活用

独立行政法人福祉医療機構が一般病床を有する662病院を対象に行った「2020年度医薬品等の購入に関するアンケート調査結果」を見ると、回答した123病院のうち過半数(54.5%)の病院がSPDを導入していることがわかります。

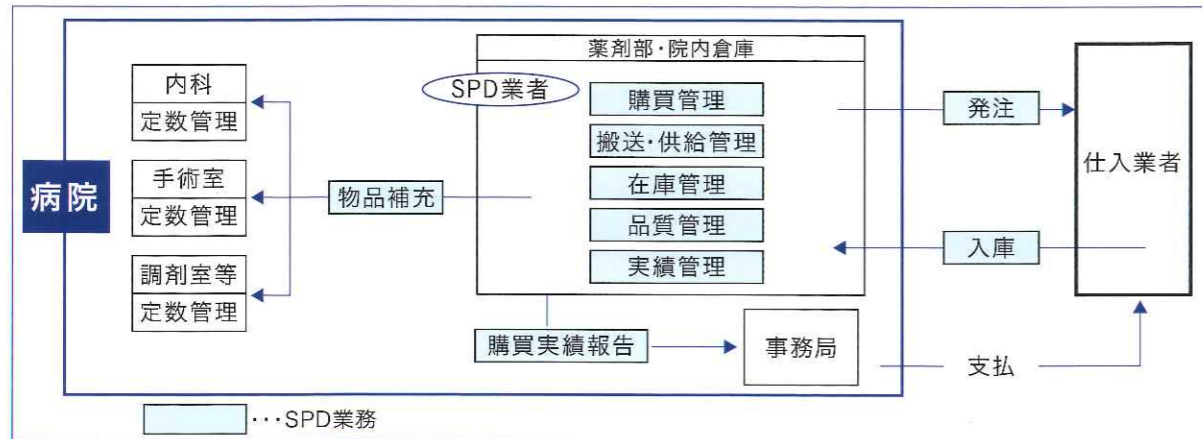
SPDとは SPDとは「Supply Processing and Distribution」の略語で、定義については複数ありますが、一般的には病院が使用する医療材料や医薬品等の発注・入庫・院内搬送・補充に至る一連の物や取引、情報の流れを、ITシステムの活用により一元管理する仕組みをいいます。

導入目的 病院は安定した医療を提供するために、多様な物品を各診療科に一定量備えておく必要があります。そのため、各診療科は使用した物品を定期的に供給部門に報告し、不足物品を補充してもらいます。しかし、この取りまとめには時間を要するため、医師や看護師等のコア業務の時間を充てなければならない場合もあり、期待される医療提供体制に支障をきたしかねません。

また、近年では医薬品や医療用消耗品の多品種化に伴い、診療科内で物品を管理しきれず、不良在庫の原因にもなっています。

SPDを導入することで、病院内の物品を一元管理し、各診療科の煩雑な作業の軽減が期待されます。

スキーム SPDのスキームは、SPD業務を外注するケース、自院で運用するケース、在庫を院内で持つケース、SPD業者が預かるケース等、様々なケースがあります。以下のスキームは、SPD業者に外注し、院内で在庫を持つケースです。



SPDのメリット、デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 開梱のみ支払うため、在庫を抱える必要がない 診療材料が安定供給される 自院の過去の使用データが蓄積され、不良在庫の削減が図れる 適正な在庫管理、発注業務の削減、欠品リスクの低減を図れる 院内物流の円滑な運営、在庫管理、業務効率化が図れる 業務が属人的になりにくい 看護師・薬剤師等が本来業務に専念できる 	<ul style="list-style-type: none"> 急遽使用したい物品の在庫がなく、確保に時間がかかる 業務範囲に応じて委託利用も変動するが、小規模病院では費用削減効果が必ずしも期待できない 納入業者が限られるため、価格管理が疎かになりやすい 委託業者任せとなり院内に物品管理のノウハウが蓄積されない 業者任せのためチェックが甘くなりやすい

SPDは業務改善ツールの1つとして期待できますが、上表のとおりデメリットもあります。俯瞰してみた時に、自院にとって何がベストか吟味の上、導入の可否を検討してみたいかがでしょうか。

公認会計士 柴田 和彦

監査報告書の長文化 ~KAMの導入について~

概要▶ 2021年3月期の決算から、有価証券報告書に添付される監査報告書に、「監査上の主要な検討事項：Key Audit Matter (KAM)」の記載が必須となりました。

従来の監査報告書の記載内容は定型的なものでしたが、この導入により各社の状況に応じた記載内容が含まれることになりました。

内容▶ KAMとは、当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項と定義されています。監査報告書には、「主要な検討事項の内容」「主要な検討事項に決定した理由」「監査上の対応」等が記載されるようになりました。

背景▶ このKAMは、2015年に発覚した東芝の粉飾決算をきっかけに、会計監査の透明性を向上させるために個別の会計監査等について情報提供していくべきであるという金融庁懇談会の提言を基に、株主等に対する情報提供を充実させる観点から導入されました。

効果▶ KAMは、監査報告書の情報価値を高め会計監査について財務諸表利用者の理解を深める効果が期待されます。またKAMの記載が、企業と財務諸表利用者の対話の充実を促すことや、企業と監査人のコミュニケーションの更なる充実、ひいては監査品質の向上につながることも期待されています。

まとめ▶ KAMの早期適用事例の調査結果からは、この記載は財務諸表の利用者にとって理解が深まったという意見が出ていました。監査報告書からどのような情報が読み取れるか、一度ご覧になってみてはいかがでしょうか。

公認会計士 川崎 寛史

街文化

義母の手料理で知る京の食文化



週に一度、義母の手料理をいただく事が、私の日々の楽しみになっていきます。そのひとつ、季節とともにいたただく京の伝統野菜「畑菜の辛子和え」を紹介します。

「畑菜（はたけな）」は小松菜、ホウレンソウなどと同じ青菜類で、京都では初午（はつうま）の日に辛子和えなどにして食べる風習があります。

初午とは2月最初の午の日です。711年初午の日に、京都の伏見稲荷大社に祀られ五穀をつかさどる農耕神の宇迦之御魂大神（うかのみたまのおおかみ）が、稲荷山（いなりやま・京都市東山連峰）に降臨されたと言われています。この日を祝い、伏見稲荷大社では「初午祭（はつうまさい）」が催され、伏見稲荷大社に初午詣をし、畑菜の辛子和えを食べると縁起がいいと言われるようになったそうです。一説には、同社を建立した秦伊呂具（はたのいろぐ）の「秦（はた）」にかけて畑菜に、狐の好物の辛子を利かせて、畑菜の辛子和えを食べるとも言われているようです。

平成25年に京都市で創設された「京都をつなぐ無形文化遺産」に「京の食文化」の記載があるように、京都では故事と祈りにまつわる独特の食習慣があります。一皿の料理もこういったルーツを調べると奥深く、ワクワクさせてくれます。

つい先日、「冷蔵庫の『もみじ』取って」と言ったらキョトンとされてしまい、驚きました。金沢では「たらこ」のことを紅葉子（もみじこ）と言います。京都に移り住んで16年、今になって初めて金沢特有の方言だと気づかされました。

郷土愛を感じ、身近な異文化体験ができることが日本の多様な食文化の魅力なのだと感じます。

山本美緒

サブスクって何？

最近ニュースなどでよく耳にする「サブスク」。

サブスクとは、サブスクリプションの略で、サブスクリプションの略で、サブスクリプションを一定期間ごとに一定金額で提供するビジネスモデルをいう。

ブランドバッグ・服・腕時計・眼鏡といった服飾関連、カフェドリンクやランチなどの飲食関連、意外なところでは、防災製品等推奨品である日清食品のカップヌードルローリングストックや、YClean(ワイクリン)のワイシャツ宅配サービスなど、ニーズに合わせてサブスクリプションも多様化している。

個人的に注目しているのは、無印良品やディノスなどが行っている家具の月額定額サービスである。ベッドやデスクの定番品は、一人暮らしを始める学生やリモートワーク環境を準備するには丁度良い。初期費用を抑えることができるうえに、契約終了後に

は返却と購入のいずれかを選択でき、家具を処分する際の費用や手続きが不要な点も魅力的である。

また、自宅にいる時間が増えた現在、bloomie(ブルーミー)などが行っているお花がポストに届くサブスクリプションも華やかに彩り、季節感を楽しむもよし、家族や大切な人へのプレゼントとして定期便を利用するのも良いかもしれない。

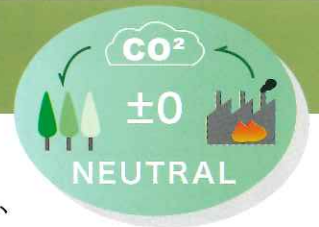
気軽に始められて便利なサブスクだが、契約期間によっては、解約違約金が発生するケースがあるなど、契約内容を事前に十分に確認しておく必要がある。また、複数利用はその分固定費が高む。

自身の生活スタイルに合ったサブスクを賢く使って、日常の快適化を図っていききたいものである。

(茉莉花)



カーボンニュートラル



2020年10月26日、菅義偉総理大臣は所信表明演説において2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。2021年1月20日時点で、日本を含む124か国と1つの地域が、2050年までのカーボンニュートラル実現を表明しています。

「カーボンニュートラル」とは、温室効果ガスの排出量と吸収量・除去量を相殺することで、排出を全体としてゼロ、つまりニュートラル(中立)にしようとする取り組みです。

世界各国は、カーボンニュートラルの実現を産業イノベーション創出の新たなチャンスと捉えています。政府のリーダーシップのもとに積極的な投資を行うことによって、産業の発展と地球温暖化対策を両立させることを目指しているのです(グリーン戦略)。

既に、欧米及びアジア各国では、大規模なグリーン戦略が公表されており、民間企業のイノベーションを強気に後押ししています。日本でも、2021年末までに各分野における具体的なグリーン戦略が明らかにされる見込みです。

日本企業の国際競争力確保の観点からも、他国に負けない大胆な対応が期待される所です。

公認会計士試験合格者 北林 隆弥



中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所
〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入
TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365
<http://www.nakano-cpa.com/>
発行人 中野 雄介

表紙写真
「平穏な日常」
中田 愛子
(中野公認会計士事務所)